

第3編 付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章	総則.....	1
第1	目的.....	1
第2	基本方針.....	1
第2章	東海地震注意情報発表時の措置.....	2
第1	東海地震注意情報の伝達.....	2
第3章	警戒宣言が発せられた時の対応措置.....	3
第1	東海地震予知情報等の伝達.....	3
第2	警戒態勢の確立.....	4
第3	住民等に対する広報.....	5

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則.....	7
第1	推進計画の目的.....	7
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱....	7
第3	推進計画に定めの無い対策.....	7
第2章	関係者との連携協力の確保.....	8
第1	資機材、人員等の配備手配.....	8
第2	他機関に対する応援要請.....	8
第3	帰宅困難者への対応.....	9
第3章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策.....	10
第1	南海トラフ地震臨時情報について.....	10
第2	防災対応について.....	10
第3	南海トラフ地震臨時情報等の伝達について.....	10
第4章	津波からの防御、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	13
第1	津波からの防御.....	13
第2	津波に関する情報の伝達等.....	13
第3	避難指示の発令基準.....	14
第4	避難対策等.....	15
第5	消防機関等の活動.....	17
第6	ライフライン・放送事業者の活動.....	17
第7	交通対策.....	19
第8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	20
第9	迅速な救助.....	21

第 5 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	2 2
第 6 章	防災訓練計画.....	2 3
第 7 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	2 4
第 8 章	東海地震、東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止.....	2 6
第 1	東海地震、東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応.....	2 6
第 2	東海地震関連情報が発表された場合への対応.....	2 6

付編 1

第 1 章 総則

第 1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第 2 基本方針

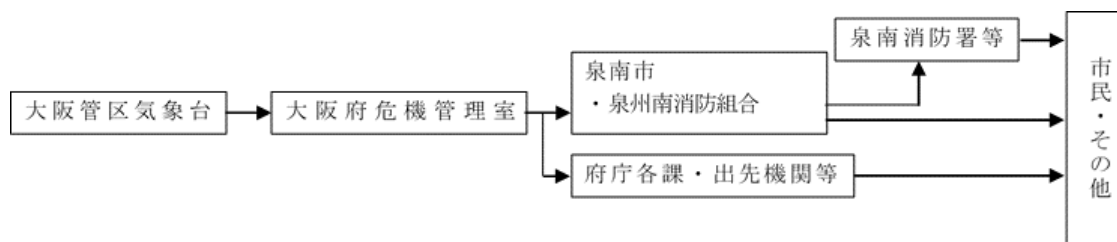
- 1 大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画の災害予防計画編、地震・津波災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるように準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

3 警戒態勢の準備

市及び関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。泉州南消防組合においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

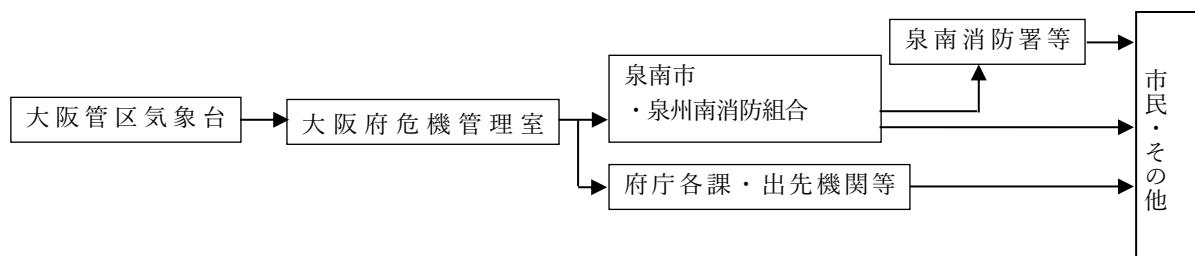
市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

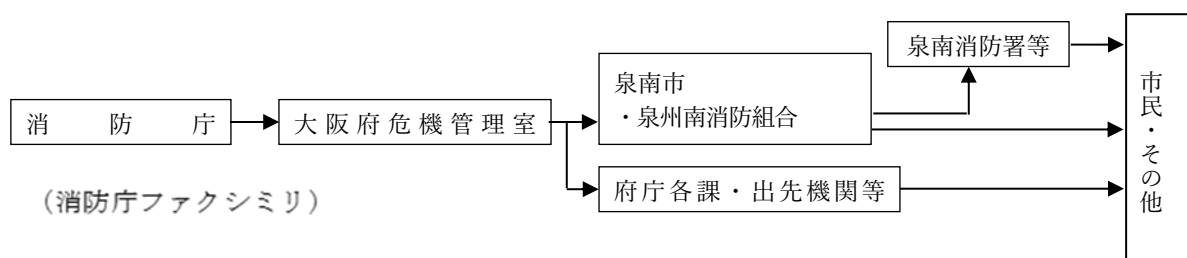


2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

3 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、災害警戒本部を設置し、震度や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 市及び府は、必要な動員体制をとる。
- (3) その他関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力を要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び府は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

(1) 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

(2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、泉南警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前に避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

泉南警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置

(2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え

(3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ

(4) 流言防止への配慮

(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

- (6) 関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災用広報システム、広報車等を活用し、区・自治会及び自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成 26 年 3 月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編 総則編「第 2 章第 1 節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第 3 推進計画に定めの無い対策

この計画に定めの無い予防対策及び災害応急対策については、泉南市防災計画の定めによるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくこととし、その確保等については、第2編 災害予防計画編「第1章第7節 緊急物資確保体制の整備」のとおりとする。

(2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医療品等必要な資機材等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援」の定めるところにより、府に対し、府職員派遣または、他の自治体職員応援派遣のあつせんを要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、泉南市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 他機関に対する応援要請については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援」のとおりとする。

2 泉州南消防組合管理者又は消防長は必要があるときは、消防組織法第44条第1項に基づき大阪府知事を通じて、緊急消防援助隊の応援を要請する。

3 市長は、市内に災害が発生し、その被害が大規模となって市及び関係機関だけでは市民の安全を確保することが困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請を知事に対して求める。自衛隊の派遣要請については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第2節 自衛隊の派遣要請計画」のとおりとする。

第3 帰宅困難者への対応

1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

市及び府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

(1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保の呼びかけ

- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）の呼びかけ
- (3) 企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検の呼びかけ
- (4) 行政経営部の係長級以上及び危機管理課全職員による警戒体制の構築

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の呼びかけ
- (2) 企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検の呼びかけ
- (3) 危機管理課全職員による情報取集体制の構築

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

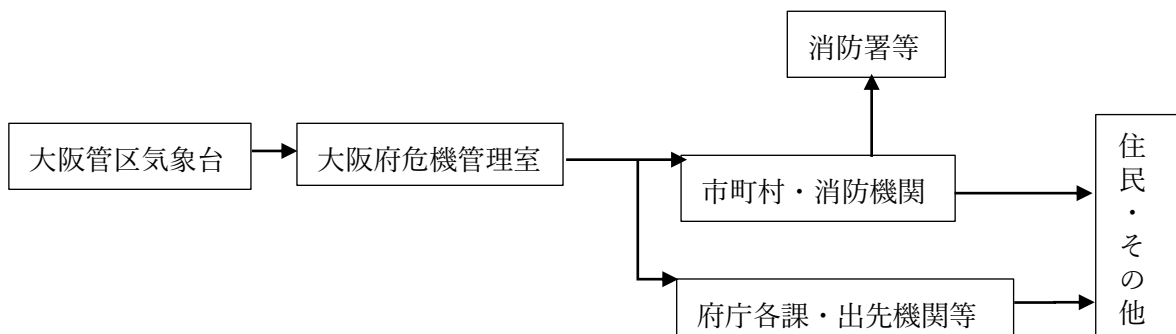
南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されるまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 危機管理課一部職員による情報取集体制の構築

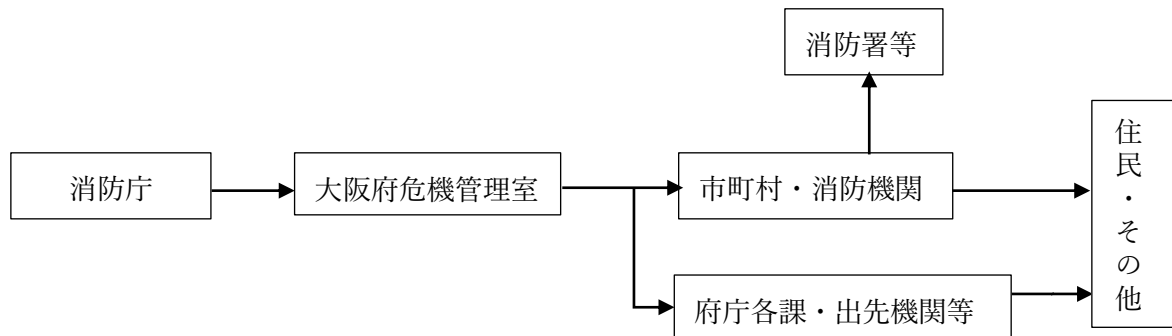
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防御

南海トラフ地震が発生した場合、約75分*で本市に津波が来襲することが想定される。

(※「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成25年8月)

このため、市は、府と協力して、水門等の津波防御施設の操作体制や点検計画についてあらかじめ定める。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の浸入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講ずる。

1 津波防御施設の操作マニュアルの作成

水門等津波防御施設を操作する機関は、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた津波防御施設の操作マニュアルを、府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら作成し、関係者に周知する。

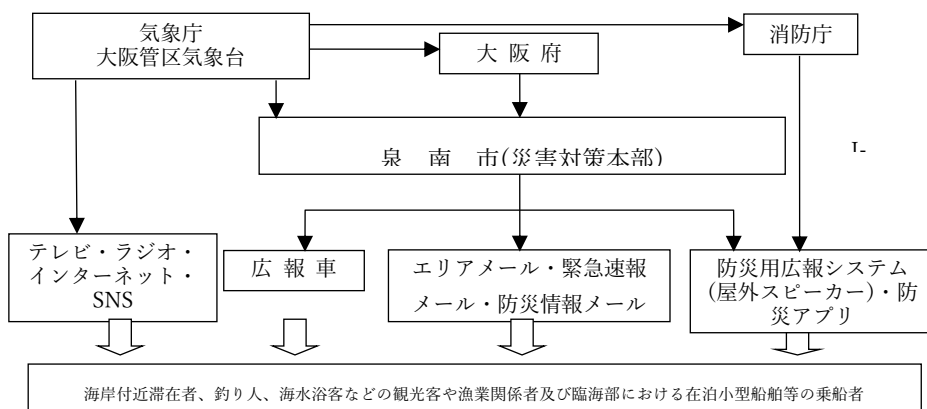
また、大阪湾に津波注意報・警報が発表された場合、あらかじめ決められた操作員は、自主的に現地または集合場所に参集し、施設管理者と協議して、確実な施設操作に努める。

2 津波防御施設の維持管理

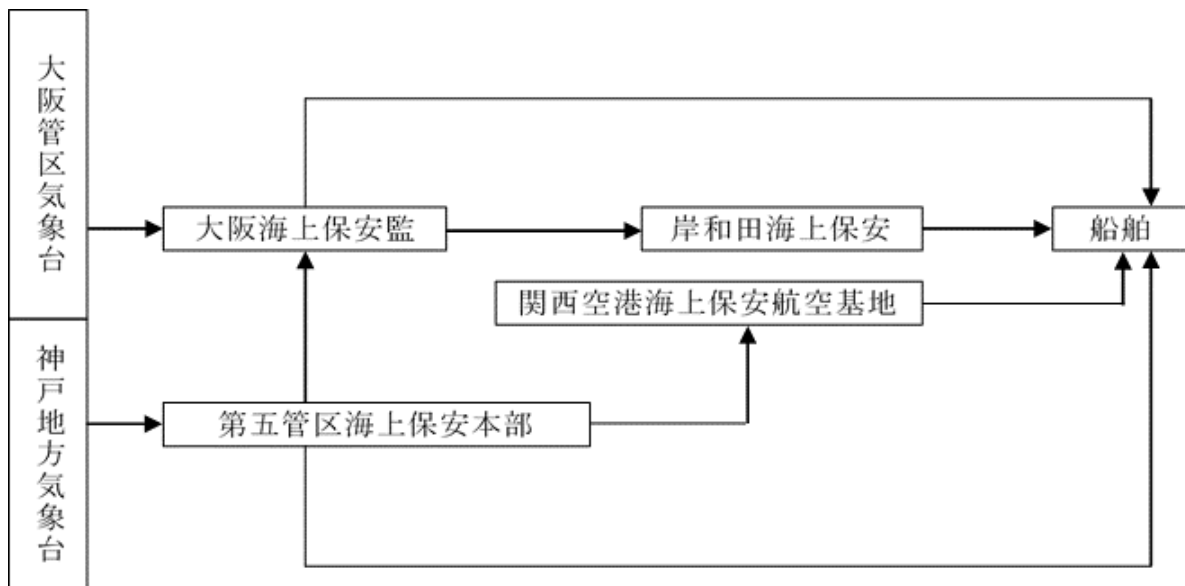
水門等津波防御施設を操作する機関は、施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックを行うように努める。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおりとする。



住民及び海岸付近滞在者に対する伝達



船舶への伝達

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示の発令基準

大阪府に津波警報等が発表された場合、及び府域で震度4程度以上の揺れが観測された場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断した場合は、市民や海岸付近滞在者、釣り人、海水浴客などの観光客や漁業関係者及び臨海部における在泊小型船舶等の乗船者に対して避難指示の発令を行う。

なお、津波注意報・警報の発表による避難指示の発令基準は下表のとおりとする。(津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから「高齢者等避難」や「緊急安全確保」は発令せず、原則として「避難指示」のみを発令し、住民等の安全確保を図る。)

避難指示の対象地域

津波警報等の種類	対象地域
津波注意報	海岸付近滞在者
津波警報	避難対象地域の住民等
大津波警報	

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から1週間以内は、上記避難指示の発令によらず、「第3章南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第2 防災対応について」に基づき、対象地域の避難及び安全確保を図る。

第4 避難対策等

1 地震発生後、津波注意報・警報等の発表を知った場合、海岸付近の住民等避難指示の発令を待たず、直ちに安全な場所へ避難する。

また、地震発生時において津波による避難の指示の対象となるは、別表のとおりである。
 なお、市は、レベル2（第2編 災害予防計画編「第3章第4節 津波災害予防対策の推進」参照）の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

別表 津波避難対象地域

避難対象地域	〈南海本線より海側の下記地区〉 ・岡田1丁目（※）、岡田5丁目、岡田6丁目、岡田7丁目 ・樽井4丁目（※）、樽井5丁目（※）、樽井6丁目（※）、樽井7丁目（※） ・男里、男里6丁目、男里7丁目 ・りんくう南浜
--------	--

※南海本線より海側の一部地区のみ指定

2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難場所の指示の伝達方法

- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第4章第2節 避難所の開設・運営等」のとおりとする。

4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

6 避難行動要支援者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。
- (2) 津波発生のおそれにより、市長（本部長）より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は区・自治会及び自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制等は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第4章第1節第2 避難者の誘導」のとおりとする。

8 避難所における救護上の留意事項

(1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

9 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を講ずる。

10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。市は当該計画を策定済みであるが、必要に応じて更新する。

第5 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、泉州南消防組合の消防計画に定めるところによる。

第6 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害時における緊急対応等を行うとともに、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 上水道・下水道（市、大阪広域水道企業団、府）

市、大阪広域水道企業団及び府は、連携して、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

2 電力（関西電力送配電株式会社）

津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

3 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

4 電気通信（NTT西日本株式会社（関西支店）等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

(1) 応急措置

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取扱う。

(2) 通信の確保と応急復旧

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、避難所に、被災者が利用する特別公衆電話の設置に努める。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

5 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

(3) 発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定める。

第7 交通対策

1 道路

(1) 市、泉南警察署及び道路管理者は津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとし、その方策は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第5章第2節第1 交通の安全確保」のとおりとする。

2 海上

(1) 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(2) 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。

(3) 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(4) 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航空路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。

(6) 第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)、府、市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

(7) 新関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の襲来の恐れがある旨を周知する。

3 鉄道

(1) 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第5章第2節第1 交通の安全確保」のとおりとする。

(2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等は、第2編 災害予防計画編「第1章第11節 帰宅困難者支援体制の整備」のとおりとする。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災用広報システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、当該学校が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置。
- イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
- ウ 施設ごとの具体的な措置内容は各管理者において別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市及び泉州南消防組合は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第3節 消火・救助・救急体制の整備」のとおりとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

泉州南消防組合は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第1節第5 広域防災体制の整備」のとおりとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第3節 消火・救助・救急体制の整備」のとおりとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、第2編 災害予防計画編「第3章第3節第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」の定めるところによる。

また、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。

第6章 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するよう努める。

2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4 市は、区・自治会及び自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

5 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府および防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 防潮扉等の閉鎖訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、区・自治会及び自主防災組織、消防団、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8章 東海地震、東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東海地震、東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、各地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした対策マニュアルを検討する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施することとともに、危険な建築物への立入り禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編 地震・津波災害応急対策編「付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応」の定めるところによる。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。